

自転車指導啓発重点路線（大津警察署）

令和6年4月



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止をしましょう。

4 ヘルメットの着用を！

ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べ約3倍も高くなります。

警察では、自転車運転者のながら運転等に対し、指導警告を行うなど厳正に対処しています。

この路線で見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 二人乗り
- 並進走行



【重点路線】市道幹1057号線（通称：学園通り）

➢ 選定理由

- ・ 上記重点路線には大型の商業施設や学校等があり、通学や施設利用者等の自転車利用者が多く、並進や歩道通行をする自転車も多い。
- また、同路線は北方に向かい下り坂で、スピードが出やすく危険な路線である。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向にある。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての住人からの要望がある。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
(承認番号 平30情複、第598号)(四)

重点路線内の自転車関連事故：（過去5年）	
人身事故	5件
物件事故	67件

自転車指導

啓発重点路線：

自転車事故

多発場所：